

# 令和3年度東京都税制調査会 第1回総会

## 1 総会概要

### (1) 開催方法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため書面による開催

### (2) 開催期間

令和3年5月21日（金）[資料送付] から令和3年6月4日（金）[委員回答期限] まで

### (3) 出席者

特別委員 増子委員、藤井委員、清水委員、秋田委員、長橋委員、白石委員

委員 池上委員、石田委員、金井委員、工藤委員、小林委員、佐藤委員、関口委員、高端委員、土居委員、沼尾委員、野口委員、松原委員、宮本委員、諸富委員、保井委員、吉村委員、青木委員、清水委員、杉浦委員

### (4) 議事「令和3年度検討事項について（案）」

審議結果 承認

## 2 委員からの主な御意見

### ○池上 岳彦 委員

東京都の視点から、また全国的視点からも、地方税制の発展に貢献できる答申を取りまとめたかと考えております。

### ○金井 利之 委員

原案にある「顕在化した税制上の諸課題」の具体的中身が、重要である。

第1に、諸外国と比べても、日本はCOVID-19不況の経済への悪影響が強く、一定のタイムラグを経て、地方財政・都財政に深刻な影響をもたらすであろう（コロナ不況）。もっとも、減収を補填するための増税（国税にせよ地方税にせよ）は、経済回復を遅らせる恐れもあり、進退窮まっている状況である。地方財政危機の備える税制も検討すべきである。

第2に、深刻な経済不況とデジタル化は、著しい経済生活格差や生活困窮を生んでいる。一部、デジタルプラットフォームで情報機器産業は繁栄しているが、エッセンシャルワーカーや非正規労働者などの困窮はいちじるしくなっている。コロナ不況とデジタル経済は、階層・職種によって、（悪）影響が異なる日本の財政・税制とくに地方税制は再分配機能が弱く、現在の情勢に適応していない。

### ○工藤 裕子 委員

1「真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関すること」は、東京都としての地方自治の確立と同時に、都内の地方自治体、特に特別区と都との関係も長期的な課題の一つですが、このところあまり議論されてこなかったような気がします。今年度議論することは難しいかもしれませんが、課題を確認することの必要性はあるかもしれません。

2「直面する税制上の諸課題に関すること」はテーマが複数あり、かつ一つ一つが大きいので、すべてを網羅的に議論することは実質的にはほぼ不可能と思います。重要性や緊急性を鑑みて、メリハリのある議論および答申にする必要があるのではないかと思います。

### ○小林 航 委員

検討すべき論点はたくさんありますが、とりわけ自動車関連税制の将来像について、さらに議論を深めていけるといいのではないかと思います。

### ○関口 智 委員

直面する様々な事象により顕在化した諸課題等に対し、国・地方の役割を踏まえたうえで、国・地方の租税体系を構想するご提案について、承認いたします。

### ○高端 正幸 委員

具体的には特にございませぬ。前年度までと同様に、中長期的な経済・社会の展望を踏まえた地方税制、国と地方の財政関係についての検討・提言が望まれることと思います。

○土居 丈朗 委員

気候変動問題に対処するため、明示的カーボンプライシングとして炭素税についての議論を深める必要がある。

○野口 貴公美 委員

令和3年度の検討事項(案)に掲げられている内容は、いずれも、継続的な議論を必要とする内容であり、検討事項として適切なものとする。特に、地方行政のデジタル化の進行のなかでの税制のあり方、新型コロナウイルス感染症への対応のなかでの税制のあり方について検討し、考え方を示していくことは、引き続き重要と考える。

行政のデジタル化に関しては、令和3年度通常国会(第204回国会)において成立した、「デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)」、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」を踏まえて検討する必要がある。デジタル化時代において、地方公共団体が、住民目線での行政の展開に責任を持って対応していくために、その財源をいかに、自主的に、確保していくかは、ますます重要な課題になるものとする。

新型コロナウイルス感染症対策に関連しては(不確定な要素がまだ多く残されているなかではあるが)、状況の改善に応じて、感染症対策として行われた種々の「特別措置」につき、それら措置の「閉じ方」を考えていかなければならない段階に入ることも予測される。行政活動上の緊急措置・特別措置については、それらを「開始」すること以上に、「収束」させていくこと(施策を「閉じていく」こと)に、より大きな困難があるのではないかと考える。これらの措置の対応は、行政の現場においてこれまでに前例のない施策対応となることも踏まえて、「特別措置の平常時措置への接続」と、それを支える持続可能な財源確保・管理・活用のあり方を検討していかなければならないのではないかと考える。地方税制は、財源確保の主軸として財源確保のあり方全体を方向付けるものであり、ウィズコロナ・アフターコロナの状況下において、あらためて、地方公共団体の自主的かつ「持続可能」な行財政運営のあり方を検討することが求められることとなるものとする。

○松原 有里 委員

昨年度(もしくはそれ以前)の最初に少し議論になっていたと思うのですが、テレワークで地方移住がブームになったとの話、どうやら、一時的な動きで、最近では都心にまた人が回帰してきているという印象(報道)があります。都内の大学(弊学も含みます)も細々ではありますが対面を続けておりますし(もちろん、大人数講義はじめ、大半の授業はオンラインなので、仮にキャンパスに来て、図書館やロビーのそこかしこで黙って一人でPC画面を見ている学生をよく見かけますが)。都内の人口(特に若年層および64歳までの労働人口)について転入・転出の状況がコロナ禍でどれくらい変化したか、また、現況では、国や都の要請下で、大企業のテレワーク7割が継続している中、オフィスの空室率や貸店舗の地価の水準がどれくらい変動しているか(湾岸地域や渋谷・六本木界限と郊外、例えば立川の比較等)、改めて調べてみる必要があると感じております。

なお、欧米の例ではありますが、テレワークをしている場合であっても、本来の勤務地(事業所)で勤務しているとみなす規定を導入し、従業員の居住地ではなく、勤務先の所在地で税を徴収している例があります(ドイツ・スイス他)。ご参考までに。これは、テレワーク社員に、自宅での昼食補助を出している企業に、日本の国税庁が企業の食堂での福利厚生に準じた扱いを認めているのと同じ(もしくはパラレルな)発想にたつものと考えます。

#### ○諸富 徹 委員

本年度は、これまで3年間で議論してきた内容の集大成となることから、外部委託調査研究の結果を含め、これまでの議論の蓄積を最大限に生かすことが重要。

その上で、新議題として自動車車体課税の改革は重要である。都税調としては分科会を設けて議論のたたき台を作ったほか、委託調査を実施し、その結果もまとまったところ、小委員会の議論に載せる環境が整ったといえる。また、菅首相がカーボンニュートラル宣言を出し、先日の気候サミットで2013年度比46%排出削減に日本の2030年削減目標が決まったことから、自動車でもガソリン車脱却が従来想定よりも加速することは間違いない。

自動車車体改革をめぐる分科会の議論は当初、税制改正大綱を受けて「所有から利用へ」の問題意識で開始されたが、ここにきて脱炭素化への対応をより重視した論点設定が必要だと思われる。とりわけ、主要車種がガソリン車からハイブリッド車へ、さらに電気自動車へ移行していく中で財源確保をどうするのか、どれくらい車体課税にこれらのシフトを加速させるインセンティブ効果を発揮させるべきなのか、財源調達目的と政策目的の両者のバランスをどう図るのか、などが主要論点になる。

行政のデジタル化と税制の関係も新たに重要なテーマとすべきであろう。昨年来の定額給付の遅滞と混乱は、日本の行政のデジタル化の遅れを痛感させた。今後もパンデミックや災害等により住民に迅速にプッシュ型で給付を行う必要は繰り返し生じるものと思われる(バイデン政権は成立後すぐに「米国救済計画」を可決成立させ、現金給付をすでに迅速に実行しつつある)。

都税調では佐藤委員が年来、住民税の現年課税化を主張しておられる。そのためには住民の所得をリアルタイムで捕捉する必要があるが、それが困難との理由で実現は見送られてきた。だが、デジタル化の推進はまさにこのことを可能にするものであり、それはまた将来におけるプッシュ型現金給付を可能にする情報的基礎となる。

こうした方向性は、従来の答申において給付付き税額控除を提言してきた都税調の議論とも整合的である。都税調としては是非、住民税の現年課税、プッシュ型現金給付、そして給付付き税額控除を実行する上での課題が何で、それをどう克服すべきかを調査研究し、本年度の答申に反映させて、広く都民だけでなく全国民宛に提言すべきだと考える。

#### ○保井 美樹 委員

ご提案に異存ありません。なお、検討事項1と2は互いに関連すると思いますので、特に、2の気候危機、経済のグローバル化・デジタル化、新型コロナウイルス感染症など諸課題について検討を行う際には、国と地方の分担を踏まえた議論ができればいいと存じます。

#### ○吉村 政穂 委員

ワクチン接種の進捗とともにアフターコロナを見据え、経済の再起動(起業の促進、労働流動化の後押し)のためにどういった取組が必要かを議論すべき。

国際課税の見直しの方向性が見えてきたところで、地方としてどういった影響があるかを検討すべき。

以上